

学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成
 ・私学理事(長)、学長／経験者
 ・弁護士
 ・公認会計士
 ・研究者／教授
 ・民間経験者
 (マスコミ・ジャーナリスト等)

※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員
 30名→35名

学校法人運営調査委員

★H27より調査校数を拡充
 年間30法人程度→50法人程度

指導・助言

＜書面審査、実地調査等を実施＞

財務面

管理
 運営面

教学面

指導・助言に対する
 改善状況報告

各学校法人

対象：全文部科学省所轄学校法人

★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

一部の学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 ー経営指導ー

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告 等

経営指導 等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談 等

経営改善計画の作成支援 等

私学事業団 ー経営相談ー

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

【経営改善計画(モデル)】

- 1.経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
- 2.建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
- 3.実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1)教学改革計画
 - ①設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ②学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (2)学生募集対策と学生数・学納金等計画
 - (3)外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
 - (4)人事政策と人件費の抑制計画
 - (5)経費抑制計画(人件費を除く)
 - (6)施設等整備計画
 - (7)借入金等の返済計画
- 4.組織運営体制
 - (1)理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
 - (2)情報公開と危機意識の共有
- 5.財務計画表
- 6.経営改善計画実施管理表

連携(情報共有・意見交換)